

災害発生土の受入先を募集しています

丸森町内の災害復旧事業等で発生する建設発生土（残土）について下記のとおり受入れ希望者を公募します。

記

発生期間： 令和2年11月 ~ 令和5年3月末まで（予定）

資格条件： 主な資格条件は以下のとおりです。

- ・受入れ先が原則「丸森町内」であること。
- ・受入土量が1箇所当たり1000m³程度を越えていること。
ただし、自ら運搬する場合は1000m³以上とする。
- ・ダンプトラック（4～10t）の土砂搬入ができる場所であること。
- ・残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。

書類作成でわからないことがありましたら、下記担当まで相談願います。

申込方法： 指定の申込書を連絡先まで郵送メール等でご提出ください。

申込期限： 第1次募集 令和2年10月30日(金) 午後5時まで
第2次募集 令和2年12月25日(金) 午後5時まで
第3次募集 令和3年2月26日(金) 午後5時まで
以後、随時募集予定

運搬条件： 丸森町が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろし、敷均し作業までとしますが、受入れ者からの諸条件については、別途相談に応じます。

申込希望者は、丸森町役場ホームページに掲載する公募要領により詳細を確認のうえ、必要書類の作成をお願いします。

ご不明な点がございましたら下記連絡先までご相談ください。

問い合わせ先

丸森町役場 災害復旧対策室
岡崎・天野
TEL 0224-87-6811

災害復旧事業等で発生する建設発生土の民間受入希望者公募要領

第1 趣旨

丸森町では、災害復旧事業等において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、受入希望申込書（様式1）並びに誓約書（様式2）を町長に提出しなければならない。

第3 残土の受入を申し込むことができる者の資格要件

残土の受入を申し込むことができる者は、原則として次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 受入希望者は土地の所有者であること。
- (2) 丸森町内において残土を受け入れることができること。
- (3) 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- (4) 受け入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
- (5) 受入土量が1箇所当たり1000m³程度を越え、受入場所（以下「受入地」という。）の面積が十分確保されていること。
ただし、自らが運搬する場合は100m³以上とする。
- (6) 受入地に至る道路について、ダンプトラック（4t～10t）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
なお大量の受入が見込まれる場合、仮設道路等の整備等について、相談に応じるものとする。
- (7) 残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。
- (8) 発生した土砂(土質)の状態を受け入れるものとし、通常の残土処理の工程(ブル敷き均し)以外の分別等の作業を求めないこと。
- (9) 残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。
- (10) 搬入時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。
- (11) 受入希望量の全量を確保できない場合があることを了承すること。
- (12) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第4 残 土

残土の発生場所は、次のとおりである。

(1) 残土の発生場所及び発生予定量

発生場所：丸森町内全域の災害復旧事業等の工事現場

(2) 残土の搬出期間（予定）

令和2年11月～令和5年3月末日まで

ただし、事業の進捗状況によっては、工期の変更に伴い、搬出期間を変更する
場合がある。

(3) 残土の状態

土砂

(4) 残土の運搬条件等

丸森町が実施する公共工事の受注者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろし、
敷均し作業を行うことを原則とし、これによりがたい場合は、受入条件等を受
入希望申込書（様式1）に追記するものとする。また、残土は、砂礫の大きさや
土質毎に分別した上で の運搬や土質の指定 はできないものとする。

第5 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入候補者の登録（様式3、4）

町長は、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった受入希望
者のうち資格要件に該当する者を候補者（以下「受入候補者」という。）として
登録し、様式3又は4で通知する。

(2) 受入候補者の優先順位付け

残土が発生する工事現場から、受入候補者の各受入場所までの運搬・処理費用、
受入条件等の比較を行い、受入者を決定する。
この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、
丸森町の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

(3) 受入者の決定（様式5）

町長は、受入候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、関係法令の許可
等の確認、第3の資格要件の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と
決定する。

(4) 町長は、受入者の決定の結果を様式5により通知する。

第6 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

(1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120
丸森町役場 災害復旧対策室
電話 0224-87-6811
電子メール：saigai-hukkyuu@town.marumori.miyagi.jp

(2) 残土の受入希望申込書等の提出期限

第1次募集 令和2年10月30日(金)午後5時

第2次募集 令和2年12月25日(金)午後5時

第3次募集 令和3年 2月26日(金)午後5時

以後、随時募集予定

第7 受入候補者の登録の取り消し(様式6)

(1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願(以下「登録取消願」という。)を様式6により提出するものとする。

(2) 町長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

第8 その他

(1) 今回の公募に関連して要した費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。

(2) 提出された受入希望申込書は返却しない。

(3) 受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量、造成等の構造にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、町長に受入内容等の変更を様式7により申請し、承諾を受けなければならない。

(4) 町長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、様式8により通知する。

(5) 受入者の決定後、受入の途中においても第3に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書(様式2)に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない。
ただし、あらかじめ町長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。

(6) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と町長が協議の上決定するものとする。

別表1（第3の（3）関係）暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等（受入者が個人である場合にはその者を、受入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に関する契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。

様式 1 申込書

様式 2 誓約書

申請時提出

様式 6 受入候補者の登録の取り消しについて（登録取消願）

様式 7 受入内容の変更について（変更申請書）

様式 9 受入にあたり必要な関係法令手続きについて（報告書）

申請者作成